

国立療養所栗生楽泉園における自動販売機設置・運営者の公募の公示

国立療養所栗生楽泉園は園内における職員のための自動販売機(以下「自販機」という。)の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和2年3月6日

国立療養所栗生楽泉園

園長 坂本浩之助

1. 事業概要

(1) 事業名

国立療養所栗生楽泉園における自販機2台の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、園長が指定する当園土地の一部を有償で借り受け、当園と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、職員のための自販機の運営の全般を実施する。

(3) 一時使用許可期間

令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日(1年間)

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

① 法人等を設立して5年以上経過しており、自販機について、各々良好な運営実績が3年以上あること。

② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(3) 企画書を特定するための評価基準

① 企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒377-1711群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647 国立療養所栗生楽泉園
事務部 会計課 施設管理係 電話0279-88-3030 (内線225)

(2) 説明書の交付期間及び場所

参加希望者の受付期間及び場所

- ① 期間 令和2年3月6日(金)から同年3月19日(木)まで
ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。
- ② 場所 (1)に同じ

(3) 企画書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和2年3月19日(木)17時00分
- ② 提出場所及び方法 (1)に同じ
持参又は郵送(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
- ③ この公募に参加する者は、企画書の提出時に、契約担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は、無効。又は(3)③の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の応募を無効とするものとする。
- (2) 企画書のヒアリング 必要に応じて実施
- (3) 関連情報を入手するための窓口 上記3(1)に同じ
- (4) 詳細は、説明書による